

介護保険最新情報

今回の内容

- 厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等について

(合計 本紙含め5枚)

vol. 56

平成12年3月29日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしく
お願いいたします。

第1 厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第1号及び第145条第3項第1号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第1号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第1号の規定において、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設による利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を定めることとなっています。この基準については「厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」として厚生省告示が本年3月30日に公布されることとなりますが、あらかじめ基準の内容について情報提供いたしますので、管下の市町村、関係団体等への周知をお願いいたします。

1. 「厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準」の内容

(1) 指定短期入所生活介護事業者

- ① 特別な居室の定員が、1人又は2人であること。
- ② 単独型・併設型の指定短期入所生活介護事業所にあつては、特別な居室の定員の合計数が、当該事業所の利用定員のおおむね5割を超えないこと。
- ③ 空床利用型の指定短期入所生活介護事業所にあつては、特別な居室の定員の合計数が、当該特別養護老人ホームの入所定員のおおむね5割を超えないこと。
- ④ 特別な居室の利用者1人当たりの床面積が、10.65㎡以上であること。
- ⑤ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
- ⑥ 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑦ 特別な居室の提供に係る費用の額が、運営規程に定められていること。

(2) 指定短期入所療養介護事業者

- ① 特別な療養室等の定員が、1人又は2人であること（ただし、平成12年

3月31日時点で現に定員が3人又は4人である病室について特別な病室の提供に係る費用の支払を受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、「4人以下」とする。

- ② 特別な療養室等の定員の合計数が、当該事業所の利用定員のおおむね5割（国が開設する病院・診療所については2割、地方公共団体が開設する病院・診療所については3割）を超えないこと（ただし、平成12年3月31日時点で現にこの基準を超えて特別な病室の提供を行っている病院又は診療所については、平成17年3月31日（※）まではこの基準は適用しない）。
- ③ 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては8㎡以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては6.4㎡以上であること（ただし、平成12年3月31日時点で現にこれらの基準を満たさない療養室等について特別な療養室等に係る費用の支払を受けている場合は、当該療養室等については当分の間はこの基準を適用しない）。
- ④ 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
- ⑤ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑥ 特別な療養室等の提供に係る費用の額が、運営規程に定められていること。

(3) 指定介護老人福祉施設

- ① 特別な居室の定員が、1人又は2人であること。
- ② 特別な居室の定員の合計数が、当該指定介護老人福祉施設の入所定員のおおむね5割を超えないこと。
- ③ 特別な居室の入所者1人当たりの床面積が、10.65平方メートル以上であること。
- ④ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。
- ⑤ 特別な居室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑥ 特別な居室の提供に係る費用の額が、運営規程に定められていること。

(4) 介護老人保健施設

- ① 特別な療養室の定員が、1人又は2人であること。
- ② 特別な療養室の定員の合計数が、当該老人保健施設の入所定員のおおむね5割を超えないこと。
- ③ 特別な療養室の入所者1人当たりの床面積が、8㎡以上であること（ただし、ただし、平成12年3月31日時点で現に8㎡未満の療養室について、特別な療養室の提供に係る費用の支払いを受けている場合は、当該療養室については当分の間はこの基準を適用しない）。

- ④ 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。
- ⑤ 特別な療養室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑥ 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

(5) 指定介護療養型医療施設

- ① 特別な病室の定員が、1人又は2人であること（ただし、平成12年3月31日時点で現に定員が3人又は4人である病室について特別な病室の提供に係る費用の支払いを受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、「4人以下」とする）。
- ② 特別な病室の定員の合計数が、当該指定介護療養型医療施設の入院患者の定員のおおむね5割（国が開設する病院・診療所については2割、地方公共団体が開設する病院・診療所については3割）を超えないこと（ただし、平成12年3月31日時点で現にこの基準を超えて特別な病室の提供を行っている病院又は診療所については、平成17年3月31日（※）まではこの基準は適用しない）。
- ③ 特別な病室の入院患者1人当たりの床面積が、6.4㎡以上であること（ただし、平成12年3月31日時点で現に6.4㎡未満の病室について、特別な病室の提供に係る費用の支払いを受けている場合は、当該病室については当分の間はこの基準を適用しない）。
- ④ 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。
- ⑤ 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
- ⑥ 特別な病室の提供に係る費用の額が、運営規程に定められていること。

※ 当方の手違いで官報原稿上「平成15年」となっており、そのまま3月30日に公布されてしまいますが、正しくは「平成17年」であり、後日官報正誤により修正することとなりますのでご留意下さい。

2. 留意事項

「施設、設備等が、利用料のほかに費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしい」とは、具体的には、

(1) 利用者等のプライバシー確保のための設備

(2) 個人用の私物の収納設備

を備えることをいうものであるが、このほか、利用者等の状況に応じて、個人

用の照明を備えること等の配慮を行うことが望ましいものであること。

第2 官報の正誤等について

厚生大臣が定める施設基準（平成12年2月厚生省告示第26号）のうち、診療所療養型病床群療養環境減算（1）に係る部分に誤りがありましたので、1. のとおり修正（官報正誤による対応）するとともに、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号。以下「通知」という。）についても2. のとおり修正いたします。

1. 厚生大臣が定める施設基準の正誤

- ① 第四号ハ（1）（四）
（誤）「及び第三号イ」→（正）「、第三号イ及び第十一号イ」
- ② 第七号イ（1）
（誤）「又は第三号イ」→（正）「、第三号イ又は第十一号イ」

2. 通知の正誤

- ① 第2の8の（9）の②のイに次を追加する。
「c 隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）以上であること」
- ② 第2の8の（10）の④のイ
（誤）「又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと」
↓
（正）「入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること」